



「マイナンバー制度」が スタートしました!

いよいよこの1月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）がスタートしました。
マイナンバーは主に社会保障や税などの手続きで利用され、
その効率性や利便性を高めるものですが、健康保険にはどう関わってくるのでしょうか。

マイナンバーとはどんな制度?

- 国内に住民票を持つ方全員に、一人ひとり異なる12桁の個人番号を付与
- 国の行政機関や地方自治体の持つ 個人情報はマイナンバーにひも付けして管理
- 手続きの際にマイナンバーを記載すると必要な情報に効率的にアクセスできるようになり、手続きの 簡素化やスピード化、不正受給の防止に
- マイナンバーの利用は、社会保障・税・災害対策の3分野に限定

健保組合もマイナンバーを使用

マイナンバーの対象分野は、法律で社会保障・税・災害対策の3分野に限られ、さらに行政に関連した事務のみで利用されることになっています。

社会保障の分野では、健康保険のほか、年金、雇用保険、介護保険、その他福祉等が対象で、これらの事務を行う「個人番号利用事務実施者」に健保組合も該当しています。

マイナンバーの利用開始は平成28年1月1日からスタートしていますが、健康保険分野での利用が始まるのは**平成29年7月**（予定）からとなります。

今後は順次、行政機関や健保組合等にご提出いただく書類等に、マイナンバーをご記入いただくケースが増えていきます。



マイナンバーを使用する分野

社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ✔ 健康保険の資格取得、各種手当金の給付に関する手続き等 ✔ 年金の資格取得や確認、給付等 ✔ 雇用保険の資格取得や確認、給付等
税	<ul style="list-style-type: none"> ✔ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ✔ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等 ✔ 被災者台帳の作成に関する事務等

※法律や条例で定められた手続きにしか使われません。

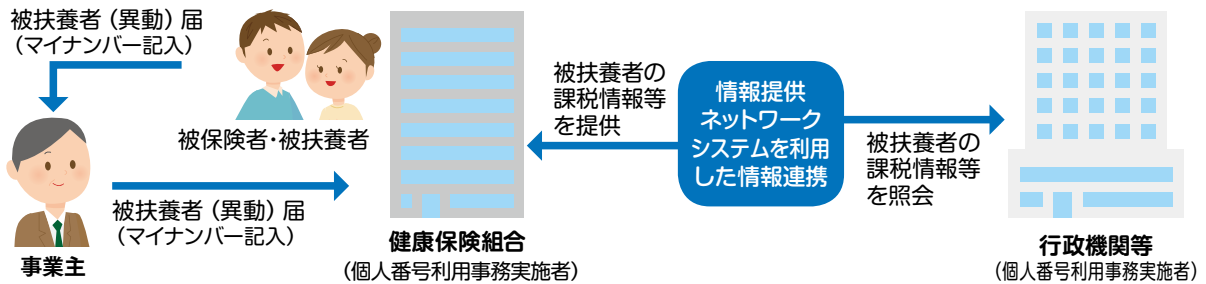
簡素化が期待される手続き

マイナンバー導入後も、国や地方自治体、健保組合等が保有する個人の情報はそれぞれの機関で個別に保持・管理されていますが、マイナンバーをキーとしてそれぞれの機関の間で情報を連携させて利用できるようになります。

この連携が始まると、各種手続きの際の添付書類等が簡素化される見通しとなっています。たとえば被扶養者の新規登録申請の際、現状では所得要件の確認のため、対象者の課税（非課税）証明書等の添付が必要ですが、情報連携が始まると、これらの書類の数が減ったり、順次不要となる見込みです。



被扶養者の申請をするときの例



マイナンバー収集にご協力を

健保組合では、事務・手続きの効率化のため、被保険者・被扶養者のマイナンバーの収集・保管が必要になります。

現時点では、国よりマイナンバーの収集方法や個人確認についての基準が示されていませんが、詳細が決まり次第ご案内します。



ご注意ください!

☆健保組合や行政機関等が、マイナンバーをお電話でお尋ねすることはありません。ご注意ください。

★マイナンバー制度に関する情報は……

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>
【政府広報オンライン】へ

★マイナンバー制度に関するお問い合わせは……0120-95-0178【フリーダイヤル】まで
平日：9時～22時／土日祝：9時～17時30分（年末年始を除く）